

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、スターティアホールディングス株式会社と称し、英文では Startia Holdings, Inc. と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国会社における組合に相当するものを含む。)、及びその他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 電話、携帯電話、IP 電話、光回線及びインターネット接続等の通信提供その他の電気通信事業
2. 情報システム及び通信システムに関するコンサルティング、企画、構築並びに運営管理
3. 各種コンサルティング
4. コンピューター、事務機器、電気通信機器、LED 照明等環境関連機器及びその他オフィス機器並びにこれらの周辺機器及び部品の販売、賃貸、リース、中古品の売買、仲介、斡旋、施工、保守又はサポート事業
5. 電気通信工事業、電気工事業及び管工事業
6. 有料職業紹介事業、労働者派遣事業及び業務の委託者と受託者の媒介
7. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理店業
8. 支払事務代行業及び請求事務代行業
9. 小売電気事業及び小売電気事業の媒介、取次、代理
10. ガス小売事業及びガス小売事業の媒介、取次、代理
11. 電話受付代行業
12. 有価証券の運用、投資、売買保有
13. 貸金業法に基づく金銭の貸付
14. 企業の合併、買収、事業譲渡、資本提携等の仲介、斡旋及びアドバイザー業務
15. 国内外投資先の斡旋、仲介業
16. ウェブサイト、インターネットコンテンツ、書籍及び電子書籍の制作及び販売
17. アプリケーションの開発及び販売
18. 3D計測、並びに3Dデータを利用した造形、映像制作及び図面作成
19. 広告の企画、制作及び広告代理店業、インターネットメディアの運営

20. 分散型台帳技術及び暗号技術を利用した商品及びサービスの企画、開発、提供及び販売
21. 電子決済システムの企画、開発、提供及び販売
22. AI(人工知能)を利用した商品及びサービスの企画、開発、提供及び販売
23. インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバ又はその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる事業
24. 営業アウトソーシング事業
25. ヘルプデスク事業
26. 人材育成のための教育、研修事業
27. 就労移行支援事業、就労定着支援事業及びその他障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス
28. データ入力、文書管理及びその他の事務作業の代行業
29. シェアオフィスの運営及び管理
30. 講演会、ゲーム、スポーツその他各種イベントの企画、興行及び運営
31. スポーツチーム又は競技団体等の経営支援、事業の管理、投資及び経営
32. 前各号に関連又は附帯する一切の事業

#### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

#### (機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

#### (公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事情により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、35,200,000株とする。

**(単元株式数)**

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

**(単元未満株式についての権利)**

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

**(株主名簿管理人)**

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

**(株式取扱規程)**

第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 3 章 株主総会

**(招 集)**

第 11 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

**(定時株主総会の基準日)**

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

**(招集権者及び議長)**

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、株主総会の議長となる。

**(電子提供措置等)**

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、

電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第 17 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

#### (取締役の選任)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### **(代表取締役及び役付取締役)**

第 20 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を定める。

- 2 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### **(取締役会の招集権者及び議長)**

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、取締役会の議長となる。

#### **(取締役会の招集通知)**

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### **(重要な業務執行の決定の委任)**

第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### **(取締役会の決議の省略)**

第 24 条 当社は会社法第 370 条の要件を充たした時は取締役会の決議があったものとみなす。

#### **(取締役会規程)**

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### **(取締役の報酬等)**

第 26 条 取締役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以

下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

#### **(取締役の責任免除)**

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## **第 5 章 監査等委員会**

#### **(常勤の監査等委員)**

第 28 条 監査等委員会はその決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

#### **(監査等委員会の招集通知)**

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### **(監査等委員会規程)**

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## **第 6 章 会計監査人**

#### **(会計監査人の選任)**

第 31 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### **(会計監査人の任期)**

第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該

定時株主総会で再任されたものとみなす。

**(会計監査人の報酬等)**

第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

**第 7 章 計算**

**(事業年度)**

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

**(剰余金の配当等の決定機関)**

第 35 条 当会社は、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定める。

**(剰余金の配当の基準日)**

第 36 条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 6 月 30 日、9 月 30 日、12 月 31 日及び 3 月 31 日とする。剰余金の配当は基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

**(剰余金の配当の除斥期間)**

第 37 条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の剰余金の配当には利息はつけない。

(附 則)

**(監査役の実任免除に関する経過措置)**

第 1 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の第 30 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。